

労働保険年度更新の際に誤りやすい点にご注意ください！

労働保険事務組合で年度更新の書類を受付させて頂く際に、特に誤りが多い点をご紹介します。賃金・元請工事の報告の際にご参考にしてください。

- ① 労災、雇用保険の対象支払賃金を記入する際に、代表者や役員は含んではいけません。
- ② 週 20 時間以上勤務する従業員は、雇用保険に加入する義務があります。最低賃金を勘案して、雇用保険対象となる未加入の従業員は労働局より指摘される場合が多いです。
- ③ 代表者や役員が対象となる特別加入制度の金額変更は年度更新時で可能です。加入脱退の手続きは、年度更新と一括しては出来ません。改めて届出を提出する必要があります。
- ④ 建設業の労災保険を算定する元請工事高報告は税抜き請負高を記入します。

雇用保険料率の引き上げについて

雇用保険法の改正により、令和4年度は4月から事業主が負担する雇用保険二事業の保険料率が、0.5/1000 上がります。さらに10月からは失業等給付・育児休業給付の保険料率が事業主・労働者ともに2/1000 上がります。 経理担当者は料率変更をお忘れなくお願いします。

インスタグラムについて少人数で実践的な活用法を学べます！

【Instagram活用セミナー 応用編】

日時：令和4年6月 7日(火) 10:00～11:30

内容：情報発信ツールとして数多くの事業者やビジネスマンから利用されているInstagram(SNS)について、活用のポイントが学べます。今回は応用編ですので、1歩踏み込んだ内容が学べる良い機会です。是非、ご参加ください。

講師：佐賀県よろず支援コーディネーター 辻山 敏 氏

辻山氏は、広告プランナーで大手新聞社の雑誌の企画編集や企業の広報物・広告物の企画制作を手がけながら、企業への創業と売上アップのコンサルを行っています。

※5名程度での開催となります。お早目にお申込み下さい。



◇6月の無料相談日のご案内*予約制ですので、ご希望の方は事前にご連絡下さい。

税務相談	6月 1日(水)・15日(水) 派遣税理士(松永税理士)
金融相談	6月 3日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業
	6月 8日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	6月10日(金) 行政書士会、6月17日(金) 司法書士会
	6月24日(金) 県弁護士会
経営相談	6月 7日(火)・21日(火) 佐賀県よろず支援拠点
知的財産相談	6月21日(火) 佐賀県地域産業支援センター
事業承継相談※	7月28日(木) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第4木曜日に開催します。